

広島県告示第八百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

令和七年九月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
三原河田歯科	三原市宮浦四丁目一番三三号	令和七年八月一日
本城内科小児科	東広島市西条中央八丁目三番三号	令和七年八月一日
神石のたまご 産婦人科	神石郡神石高原町坂瀬川五一四六番地一八	令和七年九月一日